

**○議案第60号 守口市廃棄物の減量及び処理並びに清掃に関する条例等の一部
を改正する条例案**

□□□審議経過□□□

＝総務市民委員会委員長報告＝

ご報告申し上げます。

本案は、各種ごみ処理手数料の徴収を現在のごみ排出状況を勘案した上で、実態に即した適切な処理費用となるよう取扱区分の見直しを行うこと。また、一般廃棄物収集運搬許可業者が事業系一般廃棄物をクリーンセンターに持ち込む場合の処理手数料に係る減免規定の激変緩和措置の期限を平成30年3月31日と定めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

本委員会といたしましては、審査を行いました結果、特段の異論もなく、満場一致をもってこれを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上委員長報告といたします。